厚生労働大臣が定める掲示事項

2025.8.1

東北厚生局長への届出事項について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

入院基本料に関する事項

一般病棟の看護職員配置 (地域一般入院料3)

当院は、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と1日4人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝9:00~夕方17:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、7人以内です。

夕方17:00~ 朝9:00まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は、19人以内です。

療養病棟の看護職員配置 (療養病棟入院基本料1)

当院は、1日に9人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と9人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の看護要員の配置は次のとおりです。

朝9:00~夕方17:00まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は、4人以内です。 夕方17:00~朝9:00まで、看護要員1人当たりの受け持ち数は、20人以内です。

当院では、患者様負担による付添看護は認められておりません。

入院時食事療養費に関する事項

当院では入院時食事療養(1)の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していくため、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。

公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても同様に、発行しております。 明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。ご家族の方が代理で会計を行う場 合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望されない場合は事前にお申し出てく ださい。

保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、長期入院などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

入院環境料

当院は、厚生労働大臣が定める「特別の療養環境の提供に係る基準」により室料を個室と共同室の一部についていただいております。

個室(411号室・412号室)

1日 11,000円 (2室)

個室(306号室・307号室・316号室・317号室)1日 3,300円 (4室)

冷蔵庫

110円

1 日

※病院の都合により、個室料が変動する場合がございます。

(税込)

入院時生活療養費

光熱水費

医療区分1の方 1日/370円 医療区分2・3の方 1日/370円 ※所得・年齢・指定難病等で負担額変更の場合あり

選定療養費

入院期間が180日を超える入院

一般病棟で入院が180日を超える患者につきましては、健康保険一部負担金とは別に、選定療養費として入院基本料の15%相当の負担金が発生します。

なお、詳細につきましては医事課・ソーシャルワーカーまでお問合せ下さい。

ご負担金 1日につき 1,650円(税込)

特定療養費

当院では、以下の項目についてその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。 おむつ用品

○ 紙おむつ (M) 1枚につき 92円 ○ 紙おむつ (L) 1枚につき 104円

○ 紙おむつ(S) 1枚につき 96円 ○ 紙おむつ(LL) 1枚につき 127円

○ 尿とりパッド 1枚につき 46円 ○ リハビリ用パンツM 1枚につき 115円

〇 リハビリ用パンツL 1枚につき138円 \bigcirc リハビリ用パンツLL 1枚につき 150円

○ おむつフラットタイプ 1枚につき 58円 ○ 吸収シート 1枚につき 35円

○ 介護シート 1枚につき132円

口腔ケア用品

- ポリトラクター 1個につき330円 バイトブロック 1本につき 550円
- ポイントブラシ 1本につき550円

その他用品

○ オドレスシート (M) 1,100円 ○ オドレスシート (L) 1,892円

文書料

- 診断書料 1 枚につき 5,500円 死亡診断書料 1 枚につき 11,000円
- 年金用診断書料 1 枚につき 6,600円

(税込)

その他届出事項

(医科)

- ·療養環境加算 ·療養病棟療養環境加算 1 ·看護補助加算 1 ·後発医薬品使用体制加算 1
- ・看護配置加算 ・導入期加算1 ・透析液水質確保加算2 ・患者サポート体制充実加算
- ・ニコチン依存症管理料 ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算 ・酸単 ・糖尿病合併症管理料
- ・人工腎臓 ・CT 及び MRI 撮影 ・認知症ケア加算 3 ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算 1 ・ 3 ・下肢創傷処置管理料・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ・入院時食事療養/生活療養 ・糖尿病透析予防指導管理料 ・慢性腎臓病透析予防指導管理料 ・がん治療連携指導料 ・外来、在宅ベースアップ評価料 (I) ・入院ベースアップ評価料 3 3 ・医療 DX 推進体制整備加算 5

診療報酬を取得、活用し質の高い医療を実施する体制について

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。 厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時
- 再診時(3ヶ月に1回に限り算定)

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

医療 DX 推進体制整備加算

当院では医療DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進して質の高い医療を提供できるように体制整備を行っております。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報を活用して診療を行う他、マイナ保険 証利用の促進や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り 組みを、今後導入し実施していく予定としています。

一般名処方について

当院で発行する院外処方せんの表記方法を一部の薬剤を除き【一般名処方】とさせていただきます。

一般名処方となることで、患者様には、『先発医薬品』と『後発医薬品』のどちらかでお薬を調 剤するのか保険薬局にて選んでいただくことが出来るようになります。

医師が薬剤名を指定して処方する場合や後発医薬品が存在しないお薬については、今まで通り の処方となります。

医薬品の安定供給に向けた取り組みについて

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを 実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院 では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分 をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方せんを発行すること)を行う場合がありま す。一般名処方によって特定の医薬品供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬 品が供給しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがございましたら当院職員までご相談下さい。ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。